

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地問題（収用、賃貸、解除保証） 3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43640</a>

コンクリート地収用中止

ソカヒ  
ヒヒ

大政事外務官  
務典房  
次長  
臣官審審長長  
儀給入電厚計  
書文会管給

調査長  
領移長

ア 参地中東  
長 北西  
米 参北北保  
中 参一  
南 参西東洋  
審 西東  
欧 長

近ア 参書近ア  
長 次総経国資  
経 源  
長 参質統国万  
経 参政技二  
協 国一理  
長 参参協規  
国 参政経科  
長 軍社專  
長 参道内外  
文 一  
長

注意  
 (1. 本電部の内は慎重を期せられたい。  
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

263

電信写

総番号(TA) 34365  
 71年7月10日16時40分 沖繩 主管  
 71年7月10日16時44分 本省 発着 米北1

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

コンプの土地収用中止

第73/号 略 至急

8日新報ゆう刊及び9日付タイムス朝刊は、米軍がてんがんさんばし付近の土地収用を断念せる旨及び右は土地収用に反対した地主側の5年7カ月にわたる闘争の勝利である旨を報道しているところ、本件に関し当方で調査した結果次の通り。

1. 66年1月25日、DE(地区工兵隊)は具志川市(当時は村)字コンプの地主38名に対し、てんがんさんばしにおける積下しの安全を確保するため、1/7、1エーカーの土地の使用について契約を申し入れ(布令20号に基づく要求告知書を発出)、よく26日には即時占有命令(布令20号I)を発出した。

2. しかしながら、DEは強制収用を行なうことなく、要求告知書をくり返し発出しつつ、(告知書の有効期間は1/20日)地主との話し合いを進めた結果、9名の地主が合計5、1エーカーの土地について契約に応じたが、他の29名はあくまで契約に応ずることを拒否し続けた。

3. DEが本年3月26日に発出した1/7回目の告知書は

外務省

注意  
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。  
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

7月24日に失効するところ、高等弁務官は6月30日に1/8回目の告知書発出は行なわざることと決定した。

4. 既契約分の5、1エーカーについても返かんすることとし、6月30日付でDEから賃貸借権終了予告をりゆうきゆう政府主席に対し行なつた。

(了)

-2-

外務省